

○日割り請求の適用について

- ◆ 介護予防訪問介護・介護予防通所介護
→ 月途中開始・終了の場合でも、月額包括報酬を算定

- ◆ 介護予防訪問サービス・介護予防デイサービス
→ 月途中開始、終了の場合、契約日、契約解除日を起算日として日割りで算定

※ 「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」平成27年3月31日厚生労働省事務連絡 | 資料9参照

1月の提供回数が一定回数を超え、月額の単位数となる場合で、以下の①～⑥のいずれかに該当するときは、日割り計算を行います。

- ① 区分変更（要介護→要支援、要支援1⇔2）
- ② サービス事業所の変更（同一保険者内のみ）
- ③ 事業所指定有効期間満了
- ④ 事業所指定効力の一部停止の開始（解除）
- ⑤ 月途中に介護予防特定施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を退（入）所し、その後（前）、訪問型サービス（旧来の介護予防訪問介護相当）を利用する場合
- ⑥ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用している者が、当該サービスの利用日以外に訪問型サービス（旧来の介護予防訪問介護相当）を利用する場合

※ ⑤・⑥の場合、短期入所サービス等の利用日数を減じて得た日数により日割りで請求を行います。

※ 実際の提供日数による日割り計算ではありません。

○ 加算（月額）部分に対する日割り計算は行いません。